

令和5年度原子力規制委員会  
第42回会議議事録

令和5年11月8日（水）

原子力規制委員会

令和5年度 原子力規制委員会 第42回会議

令和5年11月8日

9:00～9:55

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：準備行為期間中における長期施設管理計画認可申請等の審査の進め方
- 議題2：核燃料施設等における原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る関係規則  
改正案等及び意見公募の実施並びに今後の対応方針
- 議題3：国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）ミッションの受入れ

○山中委員長

それでは、これより第42回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「準備行為期間中における長期施設管理計画認可申請等の審査の進め方」です。

説明は、実用炉審査部門の塚部調整官からお願いいたします。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の塚部でございます。

それでは、資料1について御説明させていただきます。

「1. 趣旨」でございますが、本議題は、準備行為期間中における長期施設管理計画認可申請等の審査の方針及び審査のプロセスの了承を諮るものでございます。

「2. 経緯」でございます。本年10月1日より施行されました脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律、「改正法」と申しますが、改正法附則第4条から第6条に基づきまして、改正法の本格施行まで、こちらにつきましては再来年6月6日までとなりますが、それまでの期間中の経過措置期間中、「準備行為期間中」とこれは申しますが、に長期施設管理計画の認可申請が多数申請される予定でございます。

準備行為期間中の長期施設管理計画認可申請の審査につきましては、既に原子力規制委員会で確認しております現行制度の高経年化技術評価及び運転期間延長認可、こちらは「既認可等」と総称いたしますが、の確認結果を活用して、合理的な審査実務に努めるという方針が昨年12月の原子力規制委員会で議論されております。

その内容が、少しめくっていただきまして、3ページ目から、こちらが新制度を検討する際に議論したものでございますが、そちらの通しでいいますと、4ページ目から5ページ目のところに準備行為における審査の在り方ということが議論されてございます。

戻っていただきまして1ページ目でございます。「3. 審査の方針」でございます。準備行為期間中の長期施設管理計画認可申請の審査につきましては、以下の方針により実施することを了承いただきたいと考えてございます。

(1)といたしまして、現行制度下での残存期間を超えない期間について作成されております長期施設管理計画につきましては、既認可等で確認した劣化評価の技術的内容が引き続き妥当であるかについて、以下のとおり確認したいと考えております。

また、新制度で新たに追加されました事項、技術の旧式化、サプライチェーンの管理、スペアパーツの管理等でございますが、その他、品質マネジメントシステム等につきましては、新たに策定いたしました審査基準への適合性を確認したいと考えております。

具体的に確認項目でございますが、①といたしましては、既認可等以降の最新知見の反映状況ということで、最新知見が適切に収集されているか、また、それらを踏まえて、劣化評価の方法や判断基準等の見直しが行われているかということを確認すると。

②といたしまして、評価対象機器の更新状況といたしまして、設備変更等による評価対

象機器の更新、例えば、特定重大事故等対処施設の追加等が適切に行われているかということを確認したいと思っております。

おめくりいただきまして③でございますが、こちらの劣化評価の結果の基準適合性といったしましては、先ほど御説明させていただきました①②を踏まえた評価が行われて、その結果が判定基準を満足するかということを確認したいと考えてございます。

なお、基本的に既認可等の審査において確認した評価の方法とか、評価の結果というものは、大部分はそのまま使うことができるのではないかなと考えているところでございます。

続きまして（２）でございますが、こちらにつきましては、準備行為期間中に既認可等で劣化評価の実績がない長期施設管理計画の申請、これは新しく30年目を迎えるようなプラントにつきましては、それは当然、全ての項目について審査基準への適合性を確認したいと考えてございます。

「４．審査のプロセス」でございますが、こちらの審査プロセスにつきましては、以下のとおりのプロセスを考えてございます。

１番目といたしまして、実用発電用原子炉の長期施設管理計画等に係る審査会合というものを設置したいと考えてございます。この審査会合は担当審議官以下の審査チームで審査を行うことを考えてございます。

また、現行で高経年化技術評価の審査を行っております原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合、これは担当審議官出席となっておりますが、この機会に併せて、先ほど説明させていただいた審査会合に一元化したいと考えております。

また、最後に、なお書きで書かせていただきましたが、現在申請中の運転期間延長認可申請、具体的には高浜３号炉及び４号炉になりますが、こちらにつきましては、継続性等も考えまして、これまでと同様に新規制基準適合性に係る審査会合、これは杉山委員が御出席のものでございますが、にて審査を継続したいと考えてございます。

最後に、参考ですが、３ページ目から先ほど説明させていただいた原子力規制委員会の議論となっております、７ページ目から本年策定いたしました審査基準と、最後の27ページ目のところに、こちらにつきましては、再稼働を果たしているプラントが、今回、長期施設管理計画の準備行為期間中若しくは施行後、どのような手続が必要かということで、具体的に50年目であるとか、30年目であるとか、40年目であるとか、50年目の説明がどこで訪れるかというものを記載したものでございます。

私からの説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長

質問、コメントはございますでしょうか。

どうぞ。

○伴委員

この審査の中で新しく入ってくる問題としてサプライチェーンの問題があるのですけれ

ども、サプライチェーンといったときに、結構事業者間で共通する部分もあるのかなと思いますが、そういったときに複数のプラント、あるいは複数の事業者から同時に話を聞くなんていうこともあり得るのですか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

御指摘のとおり、事業者としては、ATENA（原子力エネルギー協議会）がつくっているガイドラインに従ってやっているという社が多いかと思しますので、そのお話というのは各電力にかなり共通する部分があると思っております、実際、事業者からも、例えば、ヒアリングに同席できないかという話も聞いておりますので、そこは同じような話をする場合においては、併せて審査を行うことが可能だと考えております。

○伴委員

分かりました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○田中委員

ここの経緯のところを見ると、今後、長期施設管理計画の認可申請が多数なされる予定であるということが書かれています。また、昨年でしたか、12月の原子力規制委員会で合理的にどのように進めていけばいいかについて議論されたと書いているのですけれども、今後、更に合理的に進めるための検討が必要となるようなことというのはないのでしょうか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

原子力規制庁、塚部です。

そういう意味でいいますと、基本的には今まで認可してきた技術評価の内容は、かなりの部分そのまま使えるかなという感触を持っておりまして、それを最初に申請があったもので、どうやってこれを新制度に移行させるかということを中心にかなり議論すれば、あとは比較的事務手続的な形で、そのままほかの社も、後続プラントについては、最初はまねするではないですが、最初のを参考に効率的に申請してきて、こちらの審査としても効率的にやっていけるものだと考えてございます。

○山中委員長

1点、本日は長期施設管理計画の審査の進め方について提案いただいたのですけれども、現行制度で手続を行わなければならないもの、特に40年目については、運転延長の認可制度、これを申請して審査を受けなければならないと。加えて、30年目、50年目、30年目については、これは初めてということになるので、高経年化技術評価、これをやってもらわないといけないのですが、それはもう必ず受けて合格した上で長期施設管理計画の30年目から40年目のものを提出してもらうという、そういう段取りになるというのは、線表ではそうなっているのですけれども、そういう理解でいいですか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の塚部です。

山中委員長の御指摘のとおりでございます。30年目のものにつきましては、30年目の今の現行の高経年化技術評価の認可を受けた上で、新制度の長期施設管理計画の認可を受ける必要がございます。言われたとおり、資料でいきますと、27ページ目で、それで、それぞれ30年目、40年目の時点がどこに来るかということが書いてございますが、それぞれ準備行為期間中に当たっているようなものについては、それまでに一旦、現行制度で認可を受けた上で、新制度の申請を行って認可を受ける必要があるというものでございます。

○山中委員長

分かりました。

データそのものは、それぞれ30年だろうが、50年だろうが、高経年化技術評価で基本的なデータは取られているので、適合性について審査されるのが30年目では初めてなのでという、そういう形になりますか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

おっしゃるとおりで、30年目というのは初めて高経年化技術評価を行うことになりますので、ある種、フルスペックといいますか、全体を確認することになります。

○山中委員長

そのほか。

どうぞ。

○杉山委員

まず、3.の(1)の内容についてですけれども、ここに書いてある①や②、この何を確認するということは、これは改めて、今、了承事項として書かれてはいますけれども、これ自体はそもそも長期施設管理計画で本来やるべきことの範囲ですから、ここに書いてあるからどうか、ないとかというのは、やるべきことを挙げ出せば、例えば、この時間差の間に大きな地震を経験したとか、そういったことの反映は当然やるべきことなので、ここに書いてあることが全てではないと認識していますけれども、それでよろしいですね。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

杉山委員がおっしゃるとおりでございます。審査の中でも、当然、ここに書いてあること以外でも確認が必要だと思われるところについては、確認していくことになると思います。

○杉山委員

ありがとうございます。

次は4.の話なのですけれども、この体制は、新たな審査会合のカテゴリーを設置して、そちらで扱うと。これまで高経年化技術評価等に係る審査会合としてやってきた内容はそちらに寄せるということで、新設して寄せるというか、箱のラベルを変えるような、実態

としてはそういうことかと思っております。

それは自然な流れだと思っておりますので、4. の冒頭のところで「準備行為期間中の」と限定して書いてあるのですけれども、これは必ずしも準備行為期間に限定しないで、今後もこれでやっていくのかなと思ったのですけれども、特に限定している理由はありますか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の塚部でございます。

すみません。限定しているつもりはございませんで、枠組み自身は、当然、今後も残っていくものだろうと思っております。ただ、準備行為期間中というのは、ある種、移行という特殊な作業も行うことから、先ほど説明した3. の方の審査の方法が若干本格施行した後のものとは違うので「準備行為期間中」と記載させていただいたものです。

○杉山委員

趣旨は理解いたしました。ありがとうございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、準備行為期間中の長期施設管理計画認可申請等の審査の方針及び審査のプロセスについて、了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、そのとおりいたします。

以上で議題1を終了いたします。

次の議題は「核燃料施設等における原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る関係規則改正案等及び意見公募の実施並びに今後の対応方針」です。

説明は、実用炉監視部門の杉本管理官からお願いいたします。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本でございます。

それでは、資料2に基づいて御説明いたします。

まず「1. 趣旨」ですけれども、本議題は、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づく核燃料施設等に係る法令報告の改善に関しまして、関係規則等の改正案とそれらに対する意見公募を実施すること、並びに今後の対応方針の了承について諮るものでございます。

「2. 経緯」ですけれども、本年6月7日の原子力規制委員会におきまして、核燃料施設等に関する故障に係る法令報告や廃止措置段階の法令報告対象について、検討状況を報告しまして、改善の方向性について了承いただいたところでございます。その後、原子力規制庁におきまして関係規則等の改正案を作成するとともに、今後の法令報告の改善の方

向性について検討しました。

「3. 関係規則の改正案等」について御了承いただきたく、概要を木村補佐から説明します。

○木村原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門管理官補佐

原子力規制庁核燃料施設等監視部門の木村でございます。

「関係規則の改正案等」につきまして、当方から御説明申し上げます。

3. でございますけれども、我々事務局の方で、ポイント3点につきまして、関係規則の改正案、それから、訓令の廃止案、解釈の制定案ということで作成いたしました。

まず(1)といたしまして、核燃料施設等の故障が発生した場合に、原子力施設の安全に関する事象を法令報告の対象とするということでございますけれども、現在、法令報告の対象としましては、各事業規則の方に定められておまして、施設に故障が発生して事業に支障を及ぼしたときというものが法令報告の対象となっております。この「事業に支障を及ぼしたとき」という記述を削除しまして、施設の安全に関する事象そのものを報告対象としたいということで、次の二つの○で示したような改正を考えております。

まず、一つ目としましては、今申し上げました各事業規則における「事業に支障を及ぼしたとき」という記述の削除。それから、二つ目が、各事業規則について、事故故障の報告について訓令を定めておりますけれども、この訓令につきまして、事業への支障に係る記載を削除して適正化するというを考えてございます。

2 ページ目に移っていただきまして、二つ目の改正のポイントでございますけれども、(2)としまして「廃止措置段階で法令報告を要する事象を、その時点での施設の安全に関するものに限定」するというところでございます。

一つ目の○で記載しておりますのは、廃止措置段階の法令報告対象でございますけれども、発電用原子炉施設につきましては、既にその時点での施設の安全に関する事象のみを法令報告の対象とするということで訓令で定めております。これと同様の規定を核燃料施設等に関しても定めたいと考えてございます。

それから、二つ目の○でございますが、これと併せて、発電用原子炉施設につきましても、現在、サイト全体が廃止措置にある場合というような記載になっているのですが、実態を鑑みますと、サイト全体ではなくて、一部の号機だけが廃止措置段階にあるというような場合もございますので、一部の号機だけ廃止措置を行うという場合も想定して記載を適正化したいと考えてございます。

それから、3点目でございますが、法令報告の運用について、現在、訓令で定められているものについて、各規則の解釈ということで位置付けを変更したいと考えております。

この訓令というものでございますが、そもそも訓令というものの自体が、それぞれの行政機関の長が所掌の事務について、所管の機関ですとか、職員に対して発するものであるということになっておまして、法令報告というものは事業者からの報告を受けるもので、事業者にも広く周知する必要があるということで、訓令という位置付けではなくて、各規則の

解釈という形で新たに定め直して、文書の位置付けを適正化したいと考えております。

これらの3点を適正化、改正を行うために、関係規則の改正案を別紙1、現行の訓令の廃止について別紙2ということで作成しております。

それから、別紙3のシリーズにつきましては、解釈の制定案をつけております。この別紙3につきましては、3-1から3-10ということであるのですが、最後の3-10につきましては、使用済燃料の貯蔵事業についての解釈になっております。こちらについては、これまで法令報告の運用について訓令が整備されておりました。この度、RFS（リサイクル燃料貯蔵株式会社）の（中間貯蔵施設の）稼働の見込みも踏まえまして、新規に解釈という形で制定したいということで考えてございます。

簡単に中身の説明を別紙などでさせていただきたいと思っております。

まず、別紙1でございますけれども、7ページから始まっております。こちらは原子力規制委員会規則の改正案ということになっております。

通しの8ページを御覧いただきたいのですが、通しの8ページの方は使用規則になってございます。こちらについて、上の方が改正後、下が改正前ということで表形式になっておりますけれども、使用規則につきましては、棒線部分の「核燃料物質の使用等に支障を及ぼした」という趣旨の文言を削除いたしまして、2号では故障の修理のために特別の措置を必要する場合、それから、3号では閉じ込め、遮蔽、火災爆発防止の機能の喪失といった事象そのものを捉えて、法令報告を求めるという内容を考えてございます。

こちらは、使用以外の加工ですとか、再処理ですとか、ほかの施設についても同じような趣旨で規則の文言を修正するというところで考えてございます。

続きまして、別紙2でございますが、22ページを御覧ください。22ページにつきましては、先ほど申し上げた訓令を解釈にするということで、まず、一旦、現行の訓令を廃止するという規定でございます。現行の訓令を廃止した上で、別紙3以降、改めて解釈という形で定めることを考えております。

この別紙3につきましては、新規の制定ということで、現行の訓令からの改正部分が明示されていない形となっておりますので、通しの155ページ以降に現行訓令からの改正部分を明示した形で参考をつけさせていただいておりますので、以降、こちらで御説明を差し上げたいと思っております。

まず、訓令改め解釈の改正部分でございますけれども、御説明のポイントは2点ございまして、一つ目は「業に支障を及ぼしたとき」を削除したことに伴う改正でございます。

まず、170ページの加工の解釈について御覧いただきたいのですが、170ページです。赤字で示しておりますところが現行の訓令からの改正部分になります。こちらの四角の中に記載しておりますのが規則の文言でございます。それに併せて解釈を記載することになってございまして、規則で「加工に支障を及ぼしたとき」という趣旨の文言を削除するというようにしてございまして、それに併せて「加工への支障」ですとか「加工の継続に関するもの」、そのような記載を削除するという改正を行いたいと考えてございます。

併せて「又は」「若しくは」といったような修辭上の文言修正も今回併せて行いたいと考えております。

こちらは加工施設で御説明しましたけれども、加工以外の再処理ですとか、使用ですとか、廃棄物埋設ですとか、ほかの事業につきましても、同じような趣旨で改正したいと考えております。

それから、現行の訓令改め解釈の改正部分の2点目でございますけれども、廃止措置段階の法令報告についての書きぶりでございますが、こちらは193ページを御覧いただきたいのですが、193ページは「廃止措置段階にある試験研究用等原子炉施設の取扱い」ということで、こちらは今まで記載がなかったものを新規に記載するというものでございます。

廃止措置段階にある試験研究用等原子炉施設について、①②という形で、①の方が「運転終了から全ての燃料体を廃止措置に係る試験研究用等原子炉施設の貯蔵施設外に搬出するまで」、それから、②の方で「全ての燃料体が廃止措置に係る試験（研究用等原子）炉施設の貯蔵施設外に搬出されているとき」ということで、燃料体がどこにあるかということに着目した取扱いとしたいと考えております。こちらについては、実用炉の記載とほぼ同じような形で考えてございます。

試験研究用等原子炉以外の核燃料施設につきましては、236ページの使用施設の例で御説明を差し上げたいと思います。すみません。あっちへ行ったり、こっちへ行ったりしてすみません。

236ページなのですが、使用施設の例でございます。前段の部分を読み上げますが「廃止措置段階にある使用施設等については、廃止措置の進捗状況により施設の状態が変化することを踏まえ、その時点での施設の安全に係る事象のみを報告対象とする」ということで、こちらについては、発電炉ですとか、試験炉と違いまして、燃料体にリスクが偏在しているわけではないということから「その時点での施設の安全に係る事象」という記載にしてございます。こちらは加工施設とか、再処理施設などについても、同じような記載になっております。

その後、後段の「また」以降でございますけれども「廃止に向けた設備の解体・撤去等を行うための使用変更許可を受けた施設についても、これに準ずる」という記載を、こちらは使用施設特有でしておりますけれども、使用施設につきましては、一つのサイトの中に複数の使用施設があつて、廃止措置という形ではなくて、使用変更許可という形で廃止措置と同等のことを行っている場合があるということ踏まえまして、このような記載を追記してございます。

なお、この廃止措置段階に係る記載でございますけれども、第2種埋設施設につきましては、廃止措置の考え方がほかの施設とは異なる可能性もあると考えておりまして、今回はこのような文言は入れてございません。

それから、先ほど廃止措置のところ、実用炉について、一部の号機を廃止する場合に

ということで御説明いたしました。そちらについては168ページを御覧ください。168ページの方に「廃止措置段階にある発電用原子炉施設の取扱い」についての改正の案を示してございます。

こちらについては、現行ではサイト外に搬出するまでというような書き方をしているところを、サイト全体ではなくて一部の号機を廃止する場合にも適用できるように「廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設外に搬出するまで」といったような記載をしてございます。

それから、現行では使用済燃料の有無で記載していたところなのですが、実際には廃止措置時に新燃料がサイト内にあるという可能性もございまして、そういう可能性も考慮しまして、使用済燃料の有無ではなくて、燃料体の有無に着目したような形で記載を修正したいと考えてございます。

その他、法令的な文言の修正ですとか、明らかな誤りと思われるような箇所については、今回、全編を通して改正させていただきたいと考えております。

改正部分については、以上となります。

最後に、新規制定しますと先ほど申し上げました貯蔵施設に係る法令報告の解釈につきましては、通しの126ページからつけてございます。126ページからの別紙3-10というのが貯蔵施設の事故・故障の報告に係る解釈ということになっておりまして、こちらの内容につきましては、類似部分の多い廃棄物管理施設ですとか、第2種埋設施設を参考に内容を記載して、具体の事例なども記載してございます。

貯蔵施設に特徴的な記載としましては、129ページの「3. 運用上の留意点」の中に「第二号の対象となる場合の例」というものが幾つかありますけれども、その三つ目の○の金属キャスク蓋部のうんぬんというところで、ここで蓋間圧力ですとか、キャスクの表面温度に着目した法令報告について記載してございます。こちらについては、貯蔵施設に特有の事象ということで考えてございます。そのほかの記載につきましては、おおむねほかの施設と同じような形で記載しているという状況でございます。

以上が規則の改正案、それから、新規制定の内容でございますけれども、一番最初の資料にお戻りいただきまして、2ページ目の「4. 意見公募の実施」の部分でございますが、ただいま御説明しました規則の改正案ですとか、解釈の制定案、こちらにつきまして御了承いただけたら、こちらについて意見公募を行いたいと考えてございます。

別紙1につきましては、規則の改正ということで、行政手続法に基づく意見公募という形になります。それから、別紙3の解釈の制定につきましては、任意の意見公募ということで考えております。

ただ、別紙3-8、それから、3-9というものがあるのですが、別紙3-8は東京電力福島第一原子力発電所に係る法令報告についての解釈、それから、別紙3-9は事業所外運搬に係る法令報告の解釈なのですが、こちらについては、内容の変更、「業に支障を及ぼしたとき」の削除であるとか、廃止措置段階での法令報告対象であると

か、そういう改正が今回は特になく、訓令を解釈に変更すると、文書の位置付けの変更だけで内容の変更を伴わないものになりますので、意見公募の対象とはしないということで考えてございます。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

以上が改正のところの御説明ですけれども、以上の説明を踏まえた今後の対応方針についても御説明させていただきます。

ただいま御説明した改正案は、本年6月の原子力規制委員会で改善の方向性を御了承いただいた際には、以下の3点についても御了承いただいたところなのですが、今回は含めておりません。

それは何かというと、一つ目として、（1）ですけれども、法令報告事象のうち、核燃料施設等の故障を対象とした規定が、それぞれの事業規則において第2号と第3号というのがあるのですが、これらを統合するといったこと。

二つ目として、（2）ですけれども、試験研究用等原子炉施設の法令報告事象については「運転を停止することが必要となったとき」というのは原子力施設の安全に関することではないので、削除するというようにしていたこと。

三つ目として、法令報告というのは「直ちに報」というのと「遅滞なく報」という2段階の報告を求めていますけれども、重大事故や多量の放射性物質等を放出する事故が想定されていないようなリスクの低い核燃料施設等に関する故障というものを対象とした法令報告事象は「遅滞なく報」の提出を不要とするといったこと。

これら3点についても御了承いただいていたところなのですが、法令報告で求めている「遅滞なく報」というので把握する内容というのは、今、原子力規制検査というのが施行され、運用しておりますけれども、現在におきましては、規制検査でも見ることができるといったこともありまして、法令報告と規制検査の役割分担の観点からも整理することが必要かと思ひまして、実用炉を含めて、その点についても検討してまいりたいと考えておりますし、また、その際にはINES（国際原子力・放射線事象評価尺度）の評価の運用をどうするかということにも留意して検討していきたいと思っております。

また「核燃料物質によって汚染された物」というものが盗まれた場合とか、所在不明となったときの対応につきましても、引き続き検討を進めたいと考えております。

そして、これらの検討をする際には、必要に応じて公開会合等を通じて事業者の意見も聴取しながら進めることとしたいと思っておりますし、以上御説明した今後の対応方針について、御了承いただければと考えております。

これらについて御了承が得られるのであれば、「6. 今後の予定」ですけれども、来年2月頃を目処に原子力規制委員会に関係規則の改正等について決定していただくべく、お諮りしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山中委員長

それでは、御質問、コメント等はございますか。

○田中委員

今年6月7日でしたか、原子力規制委員会において示されたことのかなりの部分については、検討が進んでいるということは理解いたしました。

1個、2個教えてほしいのですけれども、2ページ目でしたか、訓令の何とかがありましたけれども、これは実用発電用原子炉についても、これが訓令の廃止と絡むところがあるのですね。

○木村原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門管理官補佐

核燃料施設等監視部門の木村でございます。

今、田中委員がおっしゃったとおり、実用発電用原子炉施設についても、訓令を廃止して、新たに解釈を制定するというところで考えてございます。

○田中委員

次の質問なのですけれども、3ページ目のところの「今後の対応方針」で(1)(2)(3)について、これらについては「法令報告と原子力規制検査の役割分担の観点から」と書いていて、その辺のところをもうちょっと説明をお願いできませんか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本です。

先ほども簡単に御説明しましたけれども、今、令和2年から原子力規制検査というのが施行され、運用されておりまして、その中で基本検査、日常検査とチーム検査、あるいはそれで何か見つかったものについて、必要があれば、追加検査とか特別検査というようなことでやっていく方向になっております。

今回「直ちに報」と「遅滞なく報」というのは、法令報告で求めて2段階ありますけれども、「直ちに報」は引き続きずっともらう必要があるのかなと思っている一方で、「遅滞なく報」というのは、その事象に対する処置とか、原因と対策、再発防止策とか、そういうものについて求めていくものではありませんけれども、トラブルや問題になる事象が起こったときには、いずれにしても、規制検査の中でもそういうことをしっかりと見て、それで、必要に応じて評価もするというのもしておりますので、この「遅滞なく報」というのが従前からずっとあったけれども、今この段階において、規制検査との関係でどちらでやる必要があるのか。規制検査でできるのだったら「遅滞なく報」をわざわざ求める必要までない場合が多いのではないかと。そういうこともあって、そこの整理をよく検討する必要があるという趣旨でございます。

○田中委員

分かりました。

三つ目の質問なのだけれども、また、継続して検討するとしている「『核燃料物質によって汚染された物』の盗取又は」とあるのだけれども、これはPP（核物質防護）とも関係するし、これはどのぐらいのスケジュール感で今後検討していくことを考えているのでし

ようか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本です。

こちらは前回6月のときにも、パブコメ（パブリックコメント）での御指摘で、この位置付けについて、あるいは取扱いについて検討しますということにしていたものでした。これはこれまでの公開会合で事業者はどういった例があるのかということとかも聴取したり、規制するとしたらどのような考え方があるかというのは、かなりやってきてはおりますけれども、ちょっと様々な、なかなかレアなケースという意見も多かったですりして、引き続きよく事業者とも相談しながらやっていく必要があると思っておりますので、どのぐらいになるかというのは、今ここでは申し上げることができないかなと思っております。

○田中委員

分かりました。実態的なことも参考にしながら検討を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○伴委員

今の最後の話ですけれども、これは簡単そうに見えて、多分難しいのだろうと思うのですよね。突き詰めていくと、結構この核燃料物質の定義のところをいじらなければいけなくなってしまうような話になると、それはもう大ごとなので、いろいろなどというケースがあり得るかというのを確認するのは重要なのですけれども、その方向性というのは見えているのですか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本です。

方向性については、具体的にどこまで解釈等で定めることができるかというところも提案したり、これは公開会合でもそういった議論をしております。ただ、どこに収束できるかというのはまだ検討する必要があるので、まだここでは申し上げるような段階ではないと思っております。

○伴委員

分かりました。

○杉山委員

今回の改正案の内容について、3. で概略を御説明いただいて、（1）から（3）までそれぞれ、例えば、（1）に関しては、何か安全上の問題が起きても事業に支障はございませんという理由で報告がないというのは困りますので、今回のこの改正は非常に妥当だと思います。（2）も（3）もいずれも速やかに改正すべきものだと思いますので、今回はまだ、今後まだ議論が必要なものはちょっと先送りにして、まずはこの範囲で改正するというやり方は妥当だと思います。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○石渡委員

御説明については分かったのですけれども、事業に支障がなくても、故障が発生すれば全て報告するようにするという考え方なのですけれども、これは確かに、ある意味、推進側の考え方と規制側の考え方が混在していたのを是正するという意味にもとれると思うのです。

それはそれで結構だと思うのですけれども、ただ、どんなものについて報告すべきかという一種の価値判断と申しますか、その一つの基準として、事業に支障があるか、ないかという価値判断を置くということになっていたとすれば、これはある意味、軽微な報告については、事業に支障がないので報告しなくていいという価値判断もあったのかなと思うのです。ですから、これを取り外すことによって、余り軽微なものまで報告しなければいけないとなると、本来の趣旨から外れてしまうのではないかというおそれもあると思うのです。

それについては、実際の解釈の中で、こういう場合については報告しろ、こういう場合については報告が要らないという文言が、それぞれの条文について解釈として付されていると思うのですけれども、例えば、131ページ、ここの「運用上の留意点」、真ん中辺なのですけれども、①として「降雨、落雷等の自然現象により一時的に放射線計測の数値が上昇したとき」、これは本号には該当しない、報告しなくてよいということが書いてあるのです。

これは落雷とか降雨などの自然現象により一時的に上昇したときは報告しなくていいかという、これは程度問題だと思うのです。その場合にもよります。こういうのは、これはこれからパブコメにかけるということで、いろいろな御意見が出ると思うのですけれども、多少見直した方がいいかもしれないという。

要するに、これだと、落雷とかがあって大きな損傷が生じているかもしれないわけですよ。そういうところ、だから、数値が上昇したとき、どれぐらい上昇するかという基準は全く入っていないのですよね。

そういうこともありますので、これからパブコメにかけるということで、そこで検討するということになると思うのですけれども、方針としてはいいと思うのですけれども、具体的な文言については、多少見直すべき必要がある部分もあるかなと考えます。

以上です。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本でございます。

ただいまの点についても、もちろんパブコメで御意見等があったら考えていきたいと思っておりますが、いずれにしても、数値が単に上昇したという、その可能性は落雷とか、

そういうものがかなり想定はされる。そのときの振れ具合というのは大きかったり、小さかったりきつとするのだろうなど。これはただの想像の範囲なのですけれども、実際に管理区域で人に被ばくとか、あるいはそのようなものが起こることについては、別の号できちんと定めているというところもございますので、そういった兼ね合いも、今後、決定に向けての検討の中では、今のコメントについても考慮していきたいと思っております。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

私から。今回の改正の方の方針、あるいは意見公募の方針というのは結構だと思うのですが、今後の対応について一つ教えてほしいのは、法令報告と検査の役割の分担については、よく理解できる場所なのですけれども、INES評価とどう関係するのかなという、その辺りを少し教えていただければと思うのですが。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

INES評価をどうするかということについても、前回、6月にお諮りしたときには、レベル0とか1とか「遅滞なく報」をなくすようなものについては、もうINESの評価も不要とするという方向性を一旦御了解いただいたところなのですけれども、今回、またこういう検討をさせていただく中で、改めてINESをどのようにするかを検討させていただきたいと思っております。

○山中委員長

あくまでも法令報告とINESの関係ということで、検査とは関係ないですね。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

はい。そこはそのようになるかと思えます。

○山中委員長

そのほかはよろしいですか。

それでは、関係規則の改正案及びこれらに対する意見公募の実施並びに今後の対応方針について、了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山中委員長

それでは、そのとおりといたします。

以上で議題2を終了いたします。

最後の議題は「国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）ミッションの受入れ」についてです。

説明は、国際室の船田室長からお願いいたします。

○船田長官官房総務課国際室長

国際室の船田でございます。

議題3ですけれども、国際原子力機関の総合規制評価サービス（IRRS）のミッションの受入れに関してでございます。

「2. 経緯」のところですがけれども、昨年、令和4年度の第47回原子力規制委員会におきまして、次のIRRSミッションを受け入れるということについて、時期とか内容について原子力規制委員会の方にお諮りするよう指示がありましたことから、その受入れ等について検討したものでございます。

3. のところですがけれども、IRRSミッションを受入れするというにいたしまして、当ミッションの実施時期を令和7年度の下期頃と想定しまして、IAEAに対して正式要請をすることとしたいと思っております。

本日、御了承いただけましたら、今月中をめどにIAEAに対する正式要請の文書の方を发出いたしまして、その後、IAEAからの回答の文書を頂きまして、その後、実務的な開催時期等の調整に進んでまいりたいと思っております。

御説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、コメント等はございますか。

ちなみに、前回、ミッションを受け入れたというのは何年前でしたか。

○船田長官官房総務課国際室長

2016年1月に実際にミッションを受入れしております。

○山中委員長

フォローアップがその3年後でしたか。

○船田長官官房総務課国際室長

4年後になります。

○山中委員長

質問、コメントはございますか。

どうぞ。

○田中委員

1個教えてください。受入れが令和7年でしたか、の下期と、何か余り先なのだけでも、これはいっぱいいろいろな国々がIRRSを受け入れたいということで、いろいろ申し込んでいるから、いっぱいなのですか。

○船田長官官房総務課国際室長

ありがとうございます。国際室の船田でございます。

IRRSは割と実際の期間も2週間ぐらい掛かる大きいミッションになりまして、実際の本ミッションを行う前に準備会合がございますとか、IAEAの方でもミッションチームのメンバーの選定ですとか、結構いろいろ時間が掛かるミッションになってございますので、それで、割と余裕を持っての申し込みをさせていただいているということになります。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

おおむね10年程度でこのミッションを受けるということで、ヨーロッパ各国はそのよう

な期間で受けているということで、日本もそれに準じて2020何年でしたか。

○船田長官官房総務課国際室長

2025年度です。

○山中委員長

2025年度ですね、に受け入れるということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、IRRSの受入れについては、提案どおりということにしたいと思います。

それでは、手続の方を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

以上で議題3を終了いたします。

そのほか、何かございますでしょうか。

○石渡委員

本日の議題とは関係がないのですが、先月、10月5日と9日に伊豆諸島で津波が発生して、特に9日の津波は関東地方以西の太平洋沿岸にかなり、数十cmの津波が押し寄せたということがございました。

これが小さな地震しか伴わずに、かなりいきなり津波が来たと。津波が来てから注意報が出たということがございまして、こういう大きな地震を伴わないで起きる津波というのは、これがもし今回のように割と小さい津波であれば、余り被害がないわけですが、かなり大きな被害が地震以外の要因によって発生した場合というのは、これは特に原子力施設にも被害を及ぼす可能性がなきにしもあらずなわけです。

それで、もちろん審査の中では地震以外の要因による津波というのも見ているわけですが、地震による津波というのは比較的現象としてはよく分かっておりますが、それ以外の津波というのは、発生が非常にまれでありまして、よく分からない部分が非常に多い。特に今回の先月の津波についても、かなり後から軽石が浮遊しているのが見つかって、どうも火山活動があったらしいということが言われております。

最近ようやくこの現象についての研究論文とかも出始めたようですので、貴重な事例になると思いますので、技術基盤グループの地震・津波研究部門にこれを調査していただいて、原子力規制委員会に報告していただきたいと私は考えるのですが、いかがでしょうか。

○佐藤長官官房核物質・放射線総括審議官

技術基盤グループ長の佐藤です。

石渡委員の御指摘の津波現象でございますけれども、確かに現時点においても、なかなかまだ解明できていないところが多いと聞いております。したがって、私ども技術基盤グループの地震・津波研究部門の方で、まず、様々な機関で調査・研究が行われると思いますので、そうした情報収集を積極的に行いまして、ある程度まとまりましたら、従来から御報告申し上げますけれども、技術情報検討会、あるいはそれを踏まえた原子力

規制委員会定例会での報告としてまいりたいと思います。

○石渡委員

どうぞよろしく願いいたします。

○山中委員長

それでは、そのようによろしく願いいたします。

そのほかは何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の原子力規制委員会はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。